

燕市告示第 420 号

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 29 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和7年度の高湿及び渇水による農畜産物の被害の対策を実施した農業者、畜産事業者、農業法人及び農業者の組織する団体に対し、予算の範囲内において燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に住所を有していること。

イ 農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)を所有し、又は借り受けていること。

ウ 現に農業を営み、又は令和7年度内に営農を開始しようとしていること。

(2) 畜産事業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に住所及び畜舎を有する畜産農家

イ 市内に住所及び畜舎を有する畜産農家で組織する団体

ウ 市内に事業所及び畜舎を有する法人

(3) 農業法人 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、市内に事業所を有し、主に市内で営農活動を行うものをいう。

(4) 農業者等が組織する団体 次のいずれにも該当する団体をいう。

ア 3戸以上の農業者で構成されていること。

イ 組織の過半数が農業者で構成されていること。

ウ 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。

(補助対象者等)

第 3 条 補助対象者、補助対象事業及び補助金の額については、別表に定めるとおりとし、補助金の交付を受けるには、農畜産物高温渇水対策としてかん水事業実施を必要とする面積が次に掲げる面積に該当する必要があるものとする。

(1) 水稻 令和 7 年度水稻作付面積の 30%以上又は 30a 以上のいずれか

(2) 園芸作物 令和 7 年度園芸作物作付面積の 10a 以上

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としてない。

(1) 市税等を滞納しているもの

(2) 農地法その他の関係法令に違反している者及び当該者が構成員に含まれる団体

(3) 燕市暴力団排除条例(平成 24 年燕市条例第 2 号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うもの

(4) その他市長が不適当と認める者

3 補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

(交付の条件)

第 4 条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助金により取得した資材及び機材等を補助対象事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(2) 補助金により取得し、又は効用の増加した資材及び機材等は、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図ること。

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 様式第 1 号別紙

(2) 補助対象経費が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第 6 条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告を受けた場合は、書類等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 前条に定める補助金の額の確定を受けた者は、燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付請求書(様式第 3 号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第 8 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を 5 年間保管しておかなければならない。

(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が指示した事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還請求は、燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金返還請求書(様式第 4 号)により補助対象者に通知して行う。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 25 日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

| 補助事業の<br>区分             | 補助対象者                                                        | 補助対象経費                                                                 | 補助対象品目                                   | 補助率及び<br>補助金の額                 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| かん水用機械等の購入又は借上げ経費       | 園芸作物又は、水稻(注)を作付している農業者、農業法人又は農業者等が組織する団体で、対象期間に高温・渇水対策を実施した者 | 令和7年6月25日から同年9月30日までの間において、かん水用機械等を購入又は借上げた経費                          | ・ポンプ、ポンプ車<br>・ホース<br>・ポリタンク(容量2000以上のもの) | ・補助対象経費の1/2以内<br>・交付対象者1者あたり上限 |
| かん水用機械等の運転に要する経費        | (注)水稻は、用水によるかん水ができないほ場のみ対象                                   | 令和7年6月25日から同年9月30日までの間において、かん水用機械の運転に要した燃料費、電気料又はかん水のために使用した上水道の使用量の経費 | ・燃料費<br>・電気料金<br>・上水道料金                  | 100,000円                       |
| 畜舎の暑熱対策のための設備の購入又は借上げ経費 | 畜産事業者で、対象期間に畜舎の暑熱対策を実施した者                                    | 令和7年6月25日から同年9月30日までの間において、畜舎の暑熱対策のため、購入又は借上げた経費                       | 畜舎用換気・送風・冷房・散水設備等                        |                                |
| 畜舎の暑熱対策設備の運転に要する経費      |                                                              | 令和7年6月25日から同年9月30日までの間において、畜舎の暑熱対策設備の運転に要した経費                          | ・燃料費<br>・電気料金<br>・上水道料金                  |                                |

様式第 1 号(第 5 条関係)

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

燕市長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金の交付を受けたいので、燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、私(申請者)は、補助金交付の対象要件を確認するために必要があるときは、市が市税等の滞納状況を調査すること及びこの申請書の記載事項等を公簿等により確認することについて同意します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1)様式第 1 号別紙

(2)補助対象経費が分かる書類

(3)その他市長が必要と認める書類

氏名 \_\_\_\_\_

1 事業の内容

| 事業の種類                    |                            |                          |                              |
|--------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | かん水用機械等の購入又は借上げ、及び運転に要する経費 | <input type="checkbox"/> | 畜舎の暑熱対策設備の購入又は借上げ、及び運転に要する経費 |

備考

- (1) 申請する事業の□にチェックしてください。
- (2) 運転に要する経費とは、機械・設備の運転に要した燃料費等をいう。

2 対策を実施した農地・設備

| 番号 | 土地の所在地 |    | 作付面積(a)  |  | 作目<br>頭数 | 備考 |
|----|--------|----|----------|--|----------|----|
|    | 地名     | 地番 | 施設面積(m²) |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
|    |        |    |          |  |          |    |
| 合計 |        |    |          |  |          |    |

※本事業で申請する農地・施設を記入してください。

※対象農地が多い場合は別紙に代えることができる。

3 購入又は借上げした機械設備

| 購入又は借上げをした機械設備の名称、規格 | 購・借<br>(該当に○) | 稼働日数 | 単位 | 数量 | 購入又は借上げの金額<br>(円)※ |
|----------------------|---------------|------|----|----|--------------------|
|                      | 購・借           |      |    |    |                    |
|                      | 購・借           |      |    |    |                    |
|                      | 購・借           |      |    |    |                    |
|                      | 購・借           |      |    |    |                    |
| 合計                   |               |      |    |    | (ア)                |

※消費税等仕入控除税額がある場合、金額は消費税抜きの額を記載すること。

4 機械・設備の運転に係る経費(燃料費・電気料・上水道使用料)

| 機械・設備の名称 | 稼働日数 | 1日当たりの<br>稼働時間 | 燃料使用量(ℓ)<br>電力量(kWh) | 金額(円) |
|----------|------|----------------|----------------------|-------|
|          |      |                |                      |       |
|          |      |                |                      |       |
| 合計       |      |                |                      | (イ)   |

5 補助額

3の表(ア)の額                      円    + 4の表(イ)の額                      円    =    計

|                            |
|----------------------------|
| 補助額                      円 |
| (補助率：1/2)                  |

※上限 100,000 円(1000 円未満は切捨て)

6 添付書類

- (1)機械設備等の購入又は借上げをしたことを証する書類(領収書及び請求書の写し)
- (2)機械設備等の写真(購入した場合)
- (3)領収書又はレシートの写し(資材の購入、運転に要する経費)
- (4)使用日や使用時間が分かる作業日報※任意の様式(資材の購入、運転に要する経費)

様式第2号（第6条関係）

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

燕市長 □印

年 月 日付で申請の燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金の  
交付申請について、下記のとおり交付することに決定し、その額を確  
定したので通知します。

記

1 補助金額 金 円

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

燕市長 様

住所  
申請者  
氏名

印

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定及び確定通知を受けたことについて、  
燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記の  
とおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付済額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 振込先

|       |         |
|-------|---------|
| 金融機関名 |         |
| 支店名   |         |
| 預金種類  | 当座 ・ 普通 |
| 口座番号  |         |
| 口座名義  | フリガナ    |

様式第 4 号(第 10 条関係)

第        号  
年   月   日

住   所  
氏   名

燕市長

燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金返還請求書

年   月   日付   第        号で補助金の確定通知のありました燕市農畜産物高温渇水対策事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 返還請求事由   |                       |
| 補助金交付確定額 | 円                     |
| 既交付額     | 円                     |
| 補助金返還額   | 円                     |
| 返還期限     | 年        月        日まで |
| 返還方法     |                       |